

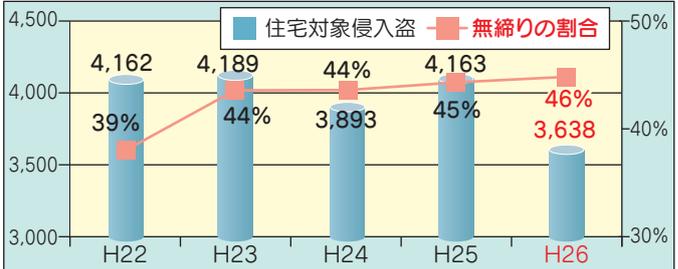
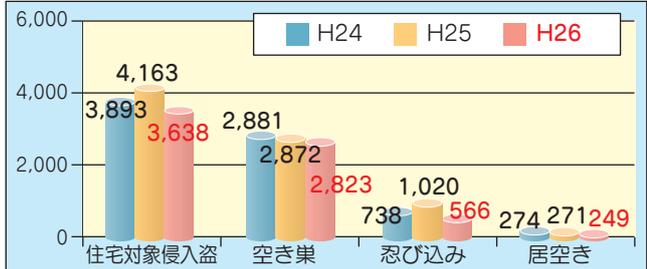


防犯ふくおか

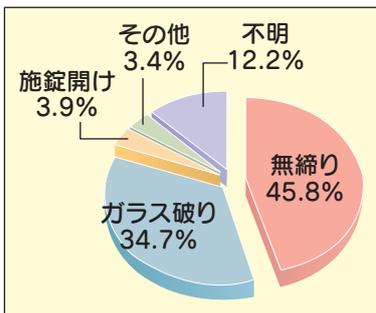
発行編集
 公益社団法人 **福岡県防犯協会連合会**
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県警察本部内
 TEL 092(633)3221
 ホームページ <http://www.fukuboren.com/>
 印刷 白木メディア株式会社
 TEL 092(623)8355

警戒!! 空き巣や忍込みなどの被害に遭わないために!
カギのかけ忘れしていませんか?

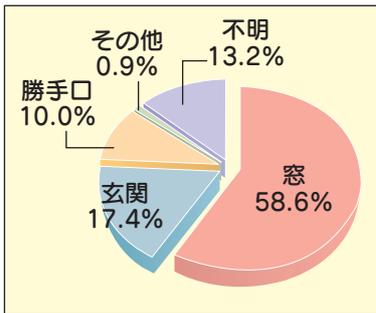
県内の住宅対象侵入窃盗の発生実態(平成26年中)
 昨年の住宅対象侵入窃盗(空き巣、忍込み、居空き)は、3,638件で、前年に比べ525件(12.6%)減少しています。
 内訳では、空き巣は、2,823件で、前年に比べ49件(1.7%)、忍込みは、566件で、454件(44.5%)、居空きは、249件で、22件(8.1%)といずれも減少していますが、これから、夏場に向け多発することが予想されます。
 カギのかけ忘れのないよう、また、丈夫なカギを取り付けるなど、日ごろから防犯対策に取り組むことが大切です。



【侵入手段】
 玄関や窓等の「無締り」が全体の約46%で、「ガラス破り」が約35%、施錠開けが約4%を占めています。



【侵入口】
 窓からが約59%で、玄関が約17%、勝手口が10%を占めています。



あなたの家の点検・確認!
～防犯上のチェックポイント～

- ★ゴミ出しなど短時間の外出でも必ずカギをかける習慣をつけましょう。
- ★錠前は防犯性能の高いものを取り付け、玄関や窓等には主錠の他に補助錠を取り付けましょう。
- ★風呂場やトイレの窓やベランダのガラス戸など忘れずに戸締りをしましょう。
- ★インターホンの設置や、防犯ベルやセンサーライトの取り付けや門灯・玄関灯の点灯も効果的です。
- ★夜は早目に戸締りをして、就寝前にもう一度戸締りを確認しましょう。
- ★窓の下や壁際等に足場に利用されるような箱や台などを置かないようにしましょう。
- ★安易に合いかぎをポストなどに隠したりせず、それぞれ個人で保管しましょう。
- ★多額の現金を置かないようにしましょう。預金通帳と印鑑は別々に保管しましょう。

センサーライト等
 ・センサー付ライトや防犯カメラの設置
 ・インターホンの設置

玄関・郵便ポスト
 ・防犯性の高い錠前
 ・ワンドア・ツーロック
 ・長期不在の場合は新聞や郵便物を止め、留守であることが分からないようにする。



窓・ベランダ
 ・防犯フィルムや防犯ガラス
 ・補助錠の設置
 ・雨戸やシャッターは強固なものに

庭
 ・2階への足場になるものは置かない。
 ・庭木を手入れし、見通しをよくする。

歩くと音がする砂利等を敷くのも効果的

防犯性能の高い建物部品
 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、侵入まで5分を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(ドア、錠、ガラス、サッシ等)公表しています。

狙われる カギのかかっていない 窓・玄関!

福岡県迷惑行為防止条例が改正されました！ ～本年6月1日から施行～

平成26年12月25日に「福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」が公布され、平成27年6月1日から施行されます。改正の概要は次のとおりです。



ふっけい君

1 「客引き」・「客の誘引」が禁止されます。 50万円以下の罰金 拘留・科料

公共の場所における風俗営業等の「客引き」・「客の誘引」が禁止されます。
※「誘引」とは、通行人等に広く呼びかける行為、ピラやパンフレット等を配布・提示する行為をいいます。

2 「役務に従事するよう勧誘・誘引する行為」が禁止されます。 50万円以下の罰金 拘留・科料

公共の場所において、風俗営業の客を接待する役務に従事するよう勧誘・誘引する行為等が禁止されます。
※「役務に従事するよう勧誘する行為」とは、いわゆるスカウト行為のことであり、相手方を特定し、従業者等となってくれるよう積極的に誘う行為をいいます。
※「役務に従事するよう誘引する行為」とは、通行人等不特定の者に対し、従業者等となってくれるよう広く呼びかける行為、ピラやパンフレット等を配布・提示する行為をいいます。



3 「対償を供与等し、客引き等をさせる行為」が禁止されます。 100万円以下の罰金

現金等の対償を与え、又は与える約束をして、他人に客引き等をさせる行為が禁止されます。

4 「客等の相手方を待つ行為」が禁止されます。 20万円以下の罰金 拘留・科料

下記地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、たたずみ・うろつき・たむろ等して「客等の相手方を待つ行為」が禁止されます。

北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ●小倉北区のうち、浅野1丁目から3丁目まで、魚町1丁目から4丁目まで、鍛冶町1丁目及び2丁目、京町1丁目から4丁目まで、米町1丁目及び2丁目、紺屋町、堺町1丁目及び2丁目、船頭町、船場町、古船場町 ●八幡西区のうち、熊手1丁目、2丁目及び3丁目(番地限定)、黒崎1丁目から4丁目まで、藤田3丁目並びに大字藤田
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ●博多区のうち、上川端町、祇園町(番地限定)、下川端町、住吉1丁目、中洲1丁目から5丁目まで、博多駅中央街 ●中央区のうち、大名1丁目及び2丁目、天神1丁目から3丁目まで、西中洲、舞鶴1丁目及び2丁目
大牟田市	旭町3丁目、栄町1丁目及び2丁目、新栄町、住吉町、大正町1丁目及び2丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町1丁目及び2丁目、港町、有明町1丁目(番地限定)
久留米市	小頭町(番地限定)、天神町、通町(番地限定)、東町(番地限定)、日吉町(番地限定)、本町(番地限定)、六つ門町(番地限定)
飯塚市	飯塚(番地限定)、本町(番地限定)、吉原町(番地限定)

5 「盗撮行為」と「嫌がらせ行為」の規制が強化されます。 6月以下の懲役 50万円以下の罰金

- ・公共の場所や乗物での盗撮行為の禁止に加え、公衆の目に触れるような場所等(学校の教室、会社の事務室、貸切バス、コンビニの便所、授乳室等)での盗撮行為が禁止されます。
- ・電話、ファックス、電子メールでの嫌がらせ行為の禁止に加え、SNS(LINE、フェイスブック等)での嫌がらせ行為が禁止されます。

お問い合わせ先 福岡県警察本部生活保安課、子ども・女性安全対策課 092-641-4141
※詳細は、福岡県警ホームページをご覧ください。 <http://www.police.pref.fukuoka.jp/>

不法就労・不法滞在防止 情報提供に、ご理解とご協力をお願いします!!

平成26年中の外国人入国者数は、年間約1,400万人を超え、過去最高となり、年々増加傾向にあります。いろいろな国の人々が日本を訪れ、生活することは国際的な相互理解の増進に役立ち、わが国にとっても重要な意味を持つものですが、その一方で、一部の外国人が不法に日本に入国し、在留許可の範囲を超えて日本に滞在するなど国内の治安を悪化させる一因にもなっています。

外国人を雇用するときは身分を確認しましょう。

- 外国人を雇用する際は、必ず
 - ・在留カード ・パスポート
 - ・就労資格証明書
 - ・資格外活動許可書
 などの実物で、「在留資格」や「在留期間」、「アルバイトをしてもよい許可を得ているかどうか」を確認して下さい。
- 働くことが認められていない外国人を雇用した場合やその雇用をあっせんした場合、処罰の対象となることがあります。



身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします。

- 一部の不良外国人及び不良外国人と日本人が結託した
 - 就労資格のない来日外国人を不法就労させ、又は不法就労をあっせんする不法就労助長
 - 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚
 - 海外輸出を目的とした自動車盗(違法ヤードへの搬入や同所における盗難車の解体)
- ※違法ヤード～盗難車等であることを承知の上で買取りや解体等を行っている施設
- 身近で、このような犯罪に関する情報があれば、最寄りの警察署又は交番へお寄せ下さい。

ニセ電話詐欺撲滅を願って～福岡県警察からのメッセージ～



これまで、多くの高齢者を中心に、悪質・卑劣極まりないニセ電話詐欺の被害に遭われ、つらい、悲しい思いをされています。

このメッセージは、ニセ電話詐欺の撲滅を願い、実際のニセ電話詐欺の被害に遭われた高齢者の方々の声、思いをまとめた福岡県警察からのメッセージです。



「あのと、誰かに相談してれば」

ニセ電話詐欺被害に遭った1人暮らしの高齢者の言葉です

「会社で失敗して多額のお金が必要になった」

減多に弱音を吐くことのない息子からの突然の電話に

年老いた私でも息子の役に立つのなら

何とか息子の力になろう

お金を渡せば息子は助かる

と思うのは、親ならば当然のこと

でも、これは、息子を名乗るオレオレ詐欺の犯人からの電話

子供に迷惑を掛けないようにと老後のためにコツコツためた貯金

生活のための年金

それでも足らず、親戚に頭を下げて必死にお金を集め・・・

息子だと信じている電話の向こうの犯人のために

世間体を気にする息子のことを思うと、誰にも相談はできない

「まさか、私の身に起こったことが、ニセ電話詐欺だったとは」

多くの被害者がそのように話します

憎むのは、もちろん犯人 でも・・・

このような被害者を生み出さないために

私達1人1人ができることはないのでしょうか

仕事で忙しいかもしれないけれど、ちょっとの時間だけでいいのです

実家の父さん、母さんに電話をしてみても

盆や正月だけでなく、たまには、実家に帰って元気な姿を見せてみては

近所のお年寄りに話しかけてみては

家族や地域の絆によって、防げる被害はきっとあるはずですよ

このメッセージをできるだけ多くの人に読んでいただき

ニセ電話詐欺撲滅の輪が社会全体に広がっていくことを願っています